

平成27年 9月10日

株 主 各 位

東京都豊島区南大塚二丁目37番5号
株 式 会 社 フ ル ヤ 金 属
代表取締役社長 古 屋 堯 民

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年9月25日（金曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成27年 9月28日（月曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号
ホテルベルクラシック東京 6階 コンチェルト
（末尾の会場ご案内をご参照ください。） |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報 告 事 項 | | 第47期（平成26年7月1日から平成27年6月30日まで）計算書類及び事業報告の内容報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | | 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容改定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.furuyametals.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 第47期事業報告

(平成26年7月1日から  
平成27年6月30日まで)

### I. 会社の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、米国経済の順調な回復などを背景に急激な円安が進行したことで、輸出環境の改善期待から株式市場が活況を呈したものの、消費税増税前の駆け込み需要の反動と天候不順による個人消費の伸び悩みに加え、円安に伴う輸入原材料価格の上昇、中東やウクライナ情勢、中国・ロシア経済の減速感など先行き不透明な状況が続き、6月にはギリシャの債務問題が再燃し混迷の度を深めました。

このような経済環境の中、各種電子部品や半導体の市況は、スマートフォンやタブレット端末関連需要に支えられて好調を維持し、リチウムタンタレート単結晶育成装置向けイリジウムルツボや、半導体製造装置向け温度センサーの受注も堅調に推移しました。また、人工サファイア単結晶育成装置向けイリジウムルツボの受注が回復し、サーバー向け需要などを背景にHD向けルテニウムターゲットの受注も第3四半期まで回復基調が続きました。また、触媒製造事業も本格稼働いたしました。一方、一部の貴金属価格の下落に伴い、たな卸資産の評価減を実施し、第1四半期会計期間に54百万円、第3四半期会計期間に77百万円、及び第4四半期会計期間に21百万円を製造原価に計上いたしました。

これらを背景といたしまして、当事業年度の業績は、売上高21,564百万円（前期比21.2%減）、売上総利益3,954百万円（前期比24.5%増）、営業利益1,924百万円（前期比56.7%増）、経常利益2,005百万円（前期比60.6%増）、当期純利益1,133百万円（前期は2,933百万円の当期純損失）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

|         | 第 46 期<br>(平成26年 6 月期) |           | 第 47 期 (当事業年度)<br>(平成27年 6 月期) |           | 増 減 率      |
|---------|------------------------|-----------|--------------------------------|-----------|------------|
|         | 売 上 高                  | 構 成 比     | 売 上 高                          | 構 成 比     |            |
| 電 子     | 百万円<br>16,497          | %<br>60.3 | 百万円<br>11,368                  | %<br>52.7 | %<br>△31.1 |
| 薄 膜     | 5,151                  | 18.8      | 5,559                          | 25.8      | 7.9        |
| セ ン サ ー | 1,577                  | 5.8       | 1,757                          | 8.2       | 11.4       |
| そ の 他   | 4,141                  | 15.1      | 2,878                          | 13.3      | △30.5      |
| 合 計     | 27,367                 | 100.0     | 21,564                         | 100.0     | △21.2      |

## 2. 対処すべき課題

当社のおかれている環境といたしましては、電子デバイス情報通信機器関連市場のみならず、環境・エネルギー関連市場でプラチナグループメタルの用途や需要が、中長期的に更に拡大することが期待されています。

当社といたしましては、既存製品の品質保持・改良はもちろんのこと、成長製品である薄膜関連製品、人工結晶関連製品、化合物関連製品、精製・リサイクル関連製品を含めた今後の成長を展望するに当たり、拡大する需要にスピーディーに応えるべく、生産能力及び生産効率の更なる向上が不可欠であり、積極的な設備の増設により、生産力の増強を図って参りたいと考えております。また、貴金属の新規用途開発や新合金素材開発、リサイクル技術の確立は、今後の業容拡大のためには不可欠なものと考えており、これまで以上に研究開発体制を強化し、多様化する顧客ニーズに応じて参る所存であります。

このような認識のもとで、当社としては、次のように具体的に取り組んで参ります。

### ① 貴金属の安定確保

三菱商事株式会社、田中貴金属工業株式会社、及びロンミン社との緊密な取引関係の維持・向上のため、貴金属の用途拡大に積極的に取り組んで参ります。特にイリジウム・ルテニウムを中心とした希少貴金属に関しては、人工結晶育成装置やHD、各種触媒への使用等、新たな用途への需要が拡大しておりますが、当社は、希少貴金属のパイオニアとしての責務を果して参りたいと考えております。

## ② リサイクル技術の開発・確立

貴金属の回収・精製技術の向上を常に心掛け、リサイクルも念頭に入れた有効活用に引き続き取り組んで参ります。特に、イリジウム及びルテニウムを中心としたリサイクル技術については、独自の技術開発に加え、国内外の技術も活用して開発・確立に努めて参ります。

## ③ 研究開発活動の推進

プラチナグループメタルの可能性を探求し、新素材・新技術を提供することで、次世代を展望した先端技術の一翼を担うべく、自社での研究開発に加えて大学や企業との共同研究に積極的に取り組んでおります。

## 3. 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の総額は177百万円であります。

当事業年度において重要な設備の新設、除却、売却等はありません。

## 4. 資金調達の状況

当事業年度における金融機関からの短期借入金残高は800百万円減少し、全額返済となり、長期借入金残高は、同借入額が1,000百万円ありましたが、1,885百万円の返済をいたしましたので、885百万円減少し、2,929百万円となりました。

## 5. 財産及び損益の状況

| 項 目 \ 期 別                    | 第 44 期<br>平成24年 6 月期 | 第 45 期<br>平成25年 6 月期 | 第 46 期<br>平成26年 6 月期 | 第 47 期<br>平成27年 6 月期 |
|------------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 売 上 高(百万円)                   | 27,986               | 26,324               | 27,367               | 21,564               |
| 経 常 利 益(百万円)                 | 1,790                | 914                  | 1,248                | 2,005                |
| 当期純利益または<br>当期純損失(△)(百万円)    | 925                  | △1,555               | △2,933               | 1,133                |
| 1株当たり当期純利益<br>または当期純損失(△)(円) | 127.89               | △216.12              | △409.73              | 158.28               |
| 総 資 産(百万円)                   | 33,373               | 28,098               | 22,230               | 21,777               |
| 純 資 産(百万円)                   | 19,359               | 17,316               | 14,109               | 14,970               |

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 6. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## 7. 主要な事業内容（平成27年6月30日現在）

当社は、工業用貴金属製品の製造及び販売を主たる業務としております。

当社製品のコアとなるプラチナグループメタル（略称＝PGM：プラチナ・イリジウム・パラジウム・ロジウム・ルテニウム）を中心とする貴金属は、耐熱性、化学的安定性、良導電性、触媒活性等の優れた特性から、エレクトロニクス・光学ガラス・クリーンエネルギー・環境・医療等各分野の発展を支える重要な使命を受けた素材といえます。当社は、貴金属の中でも特に優れた性質を有するプラチナグループメタルに特化し、ルツボ（耐熱性容器）、薄膜素材、熱電対（測温計）等の工業用貴金属製品を製造販売しております。当社の製品はその用途ごとに、「電子」「薄膜」「センサー」「その他」に大別されます。

### (1) 電子

携帯電話のSAWフィルター（必要な周波数信号を取り出すデバイス）、光ファイバ増幅器内で使用される光アイソレータ（通信機器内の異常な反射電波を阻止する電子部品）、LED用基板、癌診断に用いられるポジトロン放射断層撮像法装置のシンチレータ等の製造用に使用される酸化物単結晶（一定の光や電波を通し易い等の機能を持った人工宝石）の育成に用いられるルツボや、半導体ステッパー、ディスプレイ、各種レンズ等の光学ガラス溶解・成形に用いられる工業用貴金属製品等を製造販売しております。

### (2) 薄膜

超LSI・強誘電体等をはじめとする電子部品や、携帯電話の電子部品、スマートフォンのタッチパネル配線、HD・CD・DVD等磁気記憶媒体、各種ディスプレイの薄膜形成に使用される、貴金属スパッタリングターゲット（高純度ないし合金の貴金属板材）、蒸着材料等の製造販売を行っております。また、つくば研究開発センターの最新鋭スパッタリング装置を使用し、薄膜製造プロセスの受託を行っております。

### (3) センサー

シリコン半導体製造、化合物半導体製造、ファインセラミックス製造等、高温工程における継続的な温度の測定・制御に使用される熱電対を製造販売しております。

#### (4) その他

各種触媒向けの貴金属化合物や触媒の製造販売、工業用貴金属のリサイクル・精製受託に加えて、化合物半導体製造用PBN製品（信越化学工業㈱製の超高純度窒化硼素セラミックス製品）・ファインセラミックス製品・高温ヒーター等の工業用機器・精密機械を販売しております。

### 8. 主要な営業所及び工場（平成27年6月30日現在）

#### ①当社の主要な営業所

|             |                       |
|-------------|-----------------------|
| 本 社         | 東京都豊島区南大塚二丁目37番5号     |
| 西日本ビジネスユニット | 愛知県名古屋市中区栄二丁目13番1号    |
| 九州出張所       | 福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目7番35号 |
| つくば工場       | 茨城県筑西市森添島1915番地       |
| つくば研究開発センター | 茨城県筑西市森添島1915番地       |
| 土浦工場        | 茨城県土浦市沢辺57番4          |
| 千歳工場        | 北海道千歳市泉沢1007番175      |

#### ②子会社

|              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 株式会社韓国フルヤメタル | 大韓民国ソウル特別市               |
| 株式会社米国フルヤメタル | アメリカ合衆国ニューハンプシャー州マンチェスター |

### 9. 従業員の状況（平成27年6月30日現在）

| 区 分 | 従業員数（名） | 前期末比増減（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|-----|---------|-----------|---------|-----------|
| 男 子 | 230     | 22増       | 34.8    | 6.6       |
| 女 子 | 61      | 2減        | 31.1    | 7.1       |
| 合 計 | 291     | 20増       | 34.0    | 6.7       |

（注）上記従業員数には、嘱託・派遣・パートタイマー（118名）は含んでおりません。

#### 10. 主要な借入先の状況（平成27年6月30日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 金 残 高（百万円） |
|-----------------------|----------------|
| (株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 907            |
| (株) み ず ほ 銀 行         | 622            |
| (株) 三 井 住 友 銀 行       | 422            |
| 日 本 生 命 保 険（ 相 ）      | 250            |
| (株) 日 本 政 策 投 資 銀 行   | 225            |
| (株) り そ な 銀 行         | 177            |

#### 11. その他会社の現況に関する重要な事項

(1) 当社は、株式会社福田結晶技術研究所に28百万円の出資をしております。同社は当社の業績及び財務内容に与える影響が軽微であるため、当社は連結計算書類を作成しておりません。

(2) 当社は韓国における当社主要取引先への販売サポートを目的として、平成23年9月に韓国子会社株式会社韓国フルヤメタルを設立し、4億ウォン（29百万円）の出資をしております。同社は当社の業績及び財務内容に与える影響が軽微であるため、当社は連結計算書類を作成しておりません。

(3) 当社は米国における当社主要取引先への販売強化と市場開拓を目的として、平成25年4月に米国子会社株式会社米国フルヤメタルを設立し、600千ドル（59百万円）の出資をしております。同社は当社の業績及び財務内容に与える影響が軽微であるため、当社は連結計算書類を作成しておりません。

## Ⅱ．株式に関する事項

### 株式の状況（平成27年6月30日現在）

- |                               |             |
|-------------------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数                  | 16,671,520株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式100,334株を除く） | 7,164,878株  |
| (3) 株主数                       | 1,480名      |
| (4) 大株主                       |             |

| 株主名                       | 持株数（株）    | 持株比率（％） |
|---------------------------|-----------|---------|
| 三菱商事（株）                   | 1,452,288 | 20.27   |
| 田中貴金属工業（株）                | 1,416,000 | 19.76   |
| 古屋堯民                      | 787,532   | 11.00   |
| ロンミンP.L.C                 | 400,000   | 5.58    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行（信託口）     | 358,900   | 5.01    |
| 日本マスタートラスト信託銀行（信託口）       | 170,000   | 2.37    |
| CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY | 154,300   | 2.15    |
| （株）三菱東京UFJ銀行              | 140,000   | 1.95    |
| 古屋慶夫                      | 123,500   | 1.72    |
| 古屋圭紀                      | 104,000   | 1.45    |

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。



### Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                    | 平成22年第1回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 保有者の区分及び人数            | 当社取締役（社外取締役を除く） 3名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の数               | 30個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数（注） | 普通株式 3,000株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 付与日                   | 平成22年10月18日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 権利確定条件                | <p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成21年10月19日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> |

| 名称         | 平成22年第1回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション          |
|------------|------------------------------------------|
| 対象勤務期間     | 対象勤務期間の定めはありません。                         |
| 権利行使期間     | 自平成22年10月19日<br>至平成52年10月18日             |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 469,803円<br>(1株当たり 4,698.03円) |
| 権利行使価格     | 1円                                       |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                    | 平成23年第2回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 保有者の区分及び人数            | 当社取締役（社外取締役を除く） 5名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の数               | 36個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数(注) | 普通株式 3,600株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 付与日                   | 平成23年10月17日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 権利確定条件                | <p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成23年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> |

| 名称         | 平成23年第2回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション          |
|------------|------------------------------------------|
| 対象勤務期間     | 対象勤務期間の定めはありません。                         |
| 権利行使期間     | 自平成23年10月18日<br>至平成53年10月17日             |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 291,822円<br>(1株当たり 2,918.22円) |
| 権利行使価格     | 1円                                       |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                    | 平成24年第3回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 保有者の区分及び人数            | 当社取締役（社外取締役を除く） 5名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の数               | 36個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数(注) | 普通株式 3,600株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 付与日                   | 平成24年10月17日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 権利確定条件                | <p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成23年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| 名称         | 平成24年第3回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション          |
| 対象勤務期間     | 対象勤務期間の定めはありません。                         |
| 権利行使期間     | 自平成24年10月18日<br>至平成54年10月17日             |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 166,435円<br>(1株当たり 1,664.35円) |
| 権利行使価格     | 1円                                       |

|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                    | 平成25年第4回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 保有者の区分及び人数            | 当社取締役（社外取締役を除く） 5名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の数               | 36個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数(注) | 普通株式 3,600株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 付与日                   | 平成25年10月17日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 権利確定条件                | <p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成24年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> |

|            |                                          |
|------------|------------------------------------------|
| 名称         | 平成25年第4回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション          |
| 対象勤務期間     | 対象勤務期間の定めはありません。                         |
| 権利行使期間     | 自平成25年10月18日<br>至平成55年10月17日             |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 221,011円<br>(1株当たり 2,210.11円) |
| 権利行使価格     | 1円                                       |



|                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                    | 平成26年第5回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 保有者の区分及び人数            | 当社取締役（社外取締役を除く） 5名                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の数               | 36個                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数(注) | 普通株式 3,600株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 付与日                   | 平成26年10月17日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 権利確定条件                | <p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。但し、新株予約権者が当社の取締役の地位にある場合においても、平成25年10月18日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>②上記①にかかわらず、新株予約権者及びその相続人は、以下に定める場合には、定められた期間内に限り新株予約権を行使することができるものとする。但し、当社が定める「組織再編成行為時における新株予約権の取扱い」に従って新株予約権者に再編成対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。</p> <p>・当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）当該承認または決定がなされた日の翌日から15日間</p> <p>③各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p> |

| 名称         | 平成26年第5回<br>株式報酬型<br>ストック・オプション          |
|------------|------------------------------------------|
| 対象勤務期間     | 対象勤務期間の定めはありません。                         |
| 権利行使期間     | 自平成26年10月18日<br>至平成56年10月17日             |
| 新株予約権の払込金額 | 新株予約権1個当たり 199,497円<br>(1株当たり 1,994.97円) |
| 権利行使価格     | 1円                                       |

(注) 株式数に換算して記載しております。

- ②当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。

#### Ⅳ. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の状況（平成27年6月30日現在）

| 地 位       | 氏 名       | 担当または重要な兼職の状況                                                  |
|-----------|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 古 屋 堯 民   |                                                                |
| 取 締 役     | 島 崎 一 夫   | 内部監査室長兼業務管理部長                                                  |
| 取 締 役     | 丸 子 智 弘   | 第一研究開発部長兼第一製造部長                                                |
| 取 締 役     | 河 又 隆     | 地金部長                                                           |
| 取 締 役     | 大 石 一 夫   | 総務部長                                                           |
| 取 締 役     | 中 村 謙 司   | 三菱商事RtMジャパン株式会社執行役員ベースメタル・貴金属本部長兼貴金属事業部長兼三菱商事株式会社RtM事業部貴金属担当部長 |
| 取 締 役     | 平 野 伊 三 夫 | TANAKAホールディングス株式会社取締役常務執行役員技術・マーケティング本部本部長                     |
| 取 締 役     | ウィルマ・スワーツ | ロンミンP L C販売市場開拓本部長                                             |
| 常 勤 監 査 役 | 大 田 垣 吉 展 |                                                                |
| 監 査 役     | 福 嶋 弘 榮   | 弁護士                                                            |
| 監 査 役     | 千 葉 雄 二   | 税理士                                                            |

- (注) 1. 取締役中村謙司氏、平野伊三夫氏及びウィルマ・スワーツ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役福嶋弘榮氏及び千葉雄二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、千葉雄二氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は執行役員制度を導入しております。執行役員は次の5名であります。

| 役 職     | 氏 名                    |
|---------|------------------------|
| 執 行 役 員 | 経営企画部特任部長<br>石 黒 好 裕   |
| 執 行 役 員 | 経理部長<br>榊 田 裕 之        |
| 執 行 役 員 | 国内営業部長<br>齋 藤 将 之      |
| 執 行 役 員 | つくば工場長兼第二製造部長<br>田 中 扶 |
| 執 行 役 員 | 製品営業部長<br>桑 原 秀 樹      |

##### 2. 事業年度中に辞任した会社役員または解任された会社役員に関する事項 該当事項はありません。

### 3. 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                | 人 員        | 報酬等の総額          |
|--------------------|------------|-----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(一名) | 99百万円<br>(一百万円) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(2名) | 17百万円<br>(8百万円) |
| 計                  | 8名         | 117百万円          |

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
なお、上記のほか、使用人分給与として39百万円を支給しております。

2. 平成19年9月27日開催の定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額200百万円、(但し、使用人分給与は含まない。)、監査役の報酬限度額は年額30百万円と決議いただいております。

### 4. 社外役員に関する事項

#### (1) 取締役 中村謙司

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

三菱商事RtMジャパン株式会社執行役員ベースメタル・貴金属本部長兼貴金属事業部長兼三菱商事株式会社RtM事業部貴金属担当部長であります。当社は三菱商事RtMジャパン株式会社、三菱商事株式会社との間で原材料及び製品の仕入、販売等の取引関係があります。

##### ② 当事業年度における主な活動

開催された取締役会16回のうち15回出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

#### (2) 取締役 平野伊三夫

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係

TANAKAホールディングス株式会社取締役常務執行役員技術・マーケティング本部本部長であります。当社はTANAKAホールディングス株式会社の子会社田中貴金属工業株式会社との間で資本業務提携契約を締結し、イリジウム等原材料及び製品の仕入、販売等の取引関係があります。

##### ② 当事業年度における主な活動

開催された取締役会16回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

(3) 取締役 ウィルマ・スワーツ

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係  
ロンミンPLC販売市場開拓本部長であります。当社は同社が経営する南アフリカ共和国の鉱山会社ウエスタンブラチナム社から主要原材料を仕入れております。

② 当事業年度における主な活動

開催された取締役会16回のうち7回出席し、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 監査役 福嶋弘榮

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係  
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動

開催された取締役会16回のうち14回出席し、必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性及び正当性を確保するための発言を行っております。また、監査役会は開催された13回のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

(5) 監査役 千葉雄二

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と他の法人等との関係  
該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動

開催された取締役会16回のすべてに出席し、必要に応じ取締役会の意思決定の妥当性及び正当性を確保するための発言を行っております。また、開催された監査役会13回のすべてに出席し、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

## 5. 責任限定契約の内容の概要

当社は各社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結しております。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金5百万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

当社は各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3百万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額としております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 太陽有限責任監査法人は平成26年10月1日付けで、太陽ＡＳＧ有限責任監査法人から名称を変更しております。

### 2. 報酬等の額

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額      | 21百万円 |
| 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21百万円 |

1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査について、監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決定に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

## VI. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制及び方針を決議しております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

定款をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員の教育等を行う。内部監査部門は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行

為等について従業員等が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社の対応は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

## 5. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体からの不当な要求等を一切排除する。その整備状況として、「企業倫理綱領」において、反社会的勢力との関係遮断を明文化し周知徹底する。また、平素より関係行政機関などから情報収集に努め、事案の発生時にはすみやかに担当部署へ報告・相談するとともに、関係行政機関や法律の専門家と緊密に連携して適切に対処する体制を構築する。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

## **7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

取締役または使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する。

## **8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役と代表取締役社長との間において、随時意見交換会を設定する。

### **（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

#### **1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われることの確保**

取締役会については、定例取締役会を12回、臨時取締役会を4回開催し、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに効率的に行われるために、社外取締役が常時出席しました。

#### **2. リスク管理体制**

内部統制基本方針に基づき、内部監査室が内部監査計画書を作成し、内部監査を実施致しました。

#### **3. コンプライアンス体制**

従業員に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っています。また、内部通報制度である「コンプライアンス・ホットライン」についても、全従業員に対して周知を継続しております。

#### **4. 監査役の監査が実効的に行われることの確保**

監査役は、取締役、内部監査室担当者その他の従業員及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行いました。



# 貸借対照表

(平成27年6月30日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部        |               | 負 債 の 部                |               |
|----------------|---------------|------------------------|---------------|
| 科 目            | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
| <b>流 動 資 産</b> | <b>12,620</b> | <b>流 動 負 債</b>         | <b>4,340</b>  |
| 現 金 及 び 預 金    | 1,158         | 買 掛 金                  | 2,215         |
| 受 取 手 形        | 107           | 1年内返済予定の長期借入金          | 1,284         |
| 売 掛 金          | 2,821         | リ ー ス 債 務              | 24            |
| 商 品 及 び 製 品    | 608           | 未 払 金                  | 331           |
| 仕 掛 品          | 1,458         | 未 払 法 人 税 等            | 97            |
| 原材料及び貯蔵品       | 5,267         | 賞 与 引 当 金              | 209           |
| 前 払 費 用        | 46            | 役 員 賞 与 引 当 金          | 29            |
| 繰 延 税 金 資 産    | 523           | 設 備 関 係 未 払 金          | 9             |
| 関係会社短期貸付金      | 121           | 前 受 金                  | 31            |
| 未 収 消 費 税 等    | 499           | そ の 他                  | 106           |
| そ の 他          | 6             | <b>固 定 負 債</b>         | <b>2,466</b>  |
| <b>固 定 資 産</b> | <b>9,157</b>  | 長 期 借 入 金              | 1,645         |
| (有形固定資産)       | (7,840)       | リ ー ス 債 務              | 30            |
| 建 物            | 2,540         | 長 期 未 払 金              | 406           |
| 構 築 物          | 54            | 退 職 給 付 引 当 金          | 365           |
| 機 械 及 び 装 置    | 3,535         | 資 産 除 去 債 務            | 15            |
| 車 両 運 搬 具      | 0             | そ の 他                  | 4             |
| 工具、器具及び備品      | 36            | <b>負 債 合 計</b>         | <b>6,807</b>  |
| 土 地            | 1,612         | <b>純 資 産 の 部</b>       |               |
| リ ー ス 資 産      | 52            | <b>株 主 資 本</b>         | <b>14,925</b> |
| 建 設 仮 勘 定      | 9             | (資 本 金)                | (5,445)       |
| (無形固定資産)       | (96)          | (資 本 剰 余 金)            | (5,414)       |
| 特 許 権          | 0             | 資 本 準 備 金              | 5,414         |
| ソ フ ト ウ エ ア    | 13            | (利 益 剰 余 金)            | (4,369)       |
| 電 話 加 入 権      | 2             | 利 益 準 備 金              | 9             |
| 施 設 利 用 権      | 76            | そ の 他 利 益 剰 余 金        | 4,359         |
| 商 標 権          | 0             | 別 途 積 立 金              | 80            |
| リ ー ス 資 産      | 3             | 繰 越 利 益 剰 余 金          | 4,279         |
| (投資その他の資産)     | (1,219)       | (自 己 株 式)              | (△302)        |
| 投 資 有 価 証 券    | 6             | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b> | <b>△1</b>     |
| 関 係 会 社 株 式    | 117           | (その他有価証券評価差額金)         | (△1)          |
| 保 険 積 立 金      | 25            | <b>新 株 予 約 権</b>       | <b>45</b>     |
| 長期繰延税金資産       | 1,011         | <b>純 資 産 合 計</b>       | <b>14,970</b> |
| そ の 他          | 58            | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>   | <b>21,777</b> |
| <b>資 産 合 計</b> | <b>21,777</b> |                        |               |

# 損 益 計 算 書

(平成26年 7 月 1 日から)  
(平成27年 6 月30日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                     | 金 額    |        |
|-------------------------|--------|--------|
| 売 上 高                   |        |        |
| 製 品 売 上 高               | 21,251 |        |
| 商 品 売 上 高               | 312    | 21,564 |
| 売 上 原 価                 |        |        |
| 製 品 売 上 原 価             | 17,353 |        |
| 商 品 売 上 原 価             | 257    | 17,610 |
| 売 上 総 利 益               |        | 3,954  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 2,029  |
| 営 業 利 益                 |        | 1,924  |
| 営 業 外 収 益               |        |        |
| 受 取 利 息                 | 1      |        |
| 受 取 配 当 金               | 0      |        |
| 為 替 差 益                 | 102    |        |
| 設 備 賃 貸 料               | 6      |        |
| そ の 他                   | 33     | 145    |
| 営 業 外 費 用               |        |        |
| 支 払 利 息                 | 55     |        |
| そ の 他                   | 8      | 64     |
| 経 常 利 益                 |        | 2,005  |
| 特 別 損 失                 |        |        |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 2      | 2      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 2,002  |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 80     |        |
| 法 人 税 等 調 整 額           | 788    | 868    |
| 当 期 純 利 益               |        | 1,133  |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年7月1日から)  
(平成27年6月30日まで)

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |          |           |          |       |           |      |         |          |
|-------------------------|---------|-----------|----------|-----------|----------|-------|-----------|------|---------|----------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |          | 利 益 剰 余 金 |          |       |           | 自己株式 | 株主資本合 計 |          |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金 |       |           |      |         | 利益剰余金合 計 |
|                         |         |           |          |           | 別 積 立    | 途 金   | 繰越利益剰 余 金 |      |         |          |
| 当 期 首 残 高               | 5,445   | 5,414     | 5,414    | 9         | 80       | 3,442 | 3,532     | △319 | 14,071  |          |
| 当 期 変 動 額               |         |           |          |           |          |       |           |      |         |          |
| 剰余金の配当                  |         |           |          |           |          | △286  | △286      |      | △286    |          |
| 当 期 純 利 益               |         |           |          |           |          | 1,133 | 1,133     |      | 1,133   |          |
| 自己株式の取得                 |         |           |          |           |          |       |           |      |         |          |
| 自己株式の処分                 |         |           |          |           |          | △10   | △10       | 16   | 6       |          |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |          |           |          |       |           |      |         |          |
| 当期変動額合計                 | —       | —         | —        | —         | —        | 836   | 836       | 16   | 853     |          |
| 当 期 末 残 高               | 5,445   | 5,414     | 5,414    | 9         | 80       | 4,279 | 4,369     | △302 | 14,925  |          |

|                         | 評価・換算差額等         |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|-------------------------|------------------|----------------|-------|--------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高               | △1               | △1             | 38    | 14,109 |
| 当 期 変 動 額               |                  |                |       |        |
| 剰余金の配当                  |                  |                |       | △286   |
| 当 期 純 利 益               |                  |                |       | 1,133  |
| 自己株式の取得                 |                  |                |       |        |
| 自己株式の処分                 |                  |                |       | 6      |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 0                | 0              | 7     | 7      |
| 当期変動額合計                 | 0                | 0              | 7     | 861    |
| 当 期 末 残 高               | △1               | △1             | 45    | 14,970 |

# 個別注記表

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

### 3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 製品及び仕掛品

材料費部分は総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）、加工費部分は個別法による原価法を採用しております。

#### (2) 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、原材料の評価に際しては、金属の属性及び用途を考慮のうえ、分類した種類単位をもって、評価方法適用単位としております。

#### (3) 商品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

### 4. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

① 平成19年3月31日以前に取得したものは旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、旧定額法を採用しております。

② 平成19年4月1日以降に取得したものは定率法を採用しております。

ただし、建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。また、機械装置の一部については、取替法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～38年

機械及び装置 3年～10年

車両運搬具 3年～4年

工具、器具及び備品 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建金銭債権債務

b. ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規である「デリバティブ取引管理規程」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計と相場変動の累計を基礎にして、有効性を評価しております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税等は当事業年度の費用として処理しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,309百万円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

|        |          |
|--------|----------|
| 建物     | 1,767百万円 |
| 機械及び装置 | 12百万円    |
| 土地     | 1,612百万円 |
| 計      | 3,391百万円 |

担保付債務は次のとおりであります。

|               |        |
|---------------|--------|
| 1年内返済予定の長期借入金 | 419百万円 |
| 長期借入金         | 557百万円 |
| 計             | 976百万円 |

3. 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と貸出コミットメント契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

|              |          |
|--------------|----------|
| 貸出コミットメントの総額 | 8,000百万円 |
| 貸出実行残高       | 一百万円     |
| 差引額          | 8,000百万円 |

4. 資産の額から直接控除している貸倒引当金の額

投資その他の資産 2百万円

5. 当事業年度に取得した資産のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は199百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

なお、その内訳は建物56百万円、機械及び装置142百万円であります。

### 損益計算書に関する注記

#### 1. 関係会社との取引高

|       |        |
|-------|--------|
| 営業収益  | 0百万円   |
| 営業外収益 | 5百万円   |
| 営業費用  | 145百万円 |

2. 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、153百万円のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|             | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度<br>増加株式数<br>(株) | 当事業年度<br>減少株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|-------------------|
| 発行済株式       |                    |                       |                       |                   |
| 普通株式        | 7,265,212          | —                     | —                     | 7,265,212         |
| 合計          | 7,265,212          | —                     | —                     | 7,265,212         |
| 自己株式        |                    |                       |                       |                   |
| 普通株式<br>(注) | 105,934            | —                     | 5,600                 | 100,334           |
| 合計          | 105,934            | —                     | 5,600                 | 100,334           |

(注) 自己株式の減少5,600株はストック・オプション行使によるものであります。

## 2. 新株予約権に関する事項

| 区分   | 新株予約権の内訳                                                  | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1) |             |             |            | 当事業年度<br>末残高<br>(百万円) |
|------|-----------------------------------------------------------|------------------|------------------------|-------------|-------------|------------|-----------------------|
|      |                                                           |                  | 当事業<br>年度期首            | 当事業<br>年度増加 | 当事業<br>年度減少 | 当事業<br>年度末 |                       |
| 提出会社 | 平成22年第1回<br>株式報酬型ス<br>tock・オプシ<br>ョンとしての<br>新株予約権         | 普通株式             | 3,000                  | —           | —           | 3,000      | 14                    |
|      | 平成23年第2回<br>株式報酬型ス<br>tock・オプシ<br>ョンとしての<br>新株予約権         | 普通株式             | 3,600                  | —           | —           | 3,600      | 10                    |
|      | 平成24年第3回<br>株式報酬型ス<br>tock・オプシ<br>ョンとしての<br>新株予約権         | 普通株式             | 3,600                  | —           | —           | 3,600      | 5                     |
|      | 平成25年第4回<br>株式報酬型ス<br>tock・オプシ<br>ョンとしての<br>新株予約権         | 普通株式             | 3,600                  | —           | —           | 3,600      | 7                     |
|      | 平成26年第5回<br>株式報酬型ス<br>tock・オプシ<br>ョンとしての<br>新株予約権(注<br>2) | 普通株式             | —                      | 3,600       | —           | 3,600      | 7                     |
| 合計   |                                                           | —                | 13,800                 | 3,600       | —           | 17,400     | 45                    |

※(注)1. 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2. 平成26年第5回株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の増加は、  
ストック・オプションの発行によるものであります。



### 3. 事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 1株当<br>り配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------------------|--------------------|------------|------------|
| 平成26年9月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 286                 | 40                 | 平成26年6月30日 | 平成26年9月29日 |

### 4. 事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当金の<br>総額<br>(百万円) | 配当の原資 | 1株当<br>り配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|---------------------|-------|--------------------|------------|------------|
| 平成27年9月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 358                 | 利益剰余金 | 50                 | 平成27年6月30日 | 平成27年9月29日 |

### 税効果会計に関する注記

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

##### 繰延税金資産

|              |          |
|--------------|----------|
| 賞与引当金繰入額否認   | 69百万円    |
| 退職給付引当金繰入額否認 | 118百万円   |
| 長期未払金否認      | 131百万円   |
| 未払事業税否認      | 11百万円    |
| 役員賞与引当金繰入額否認 | 9百万円     |
| 繰越欠損金        | 1,224百万円 |
| たな卸資産評価損     | 118百万円   |
| その他          | 58百万円    |
| 繰延税金資産小計額    | 1,741百万円 |
| 評価性引当額       | △147百万円  |
| 繰延税金資産合計額    | 1,594百万円 |

##### 繰延税金負債

|               |          |
|---------------|----------|
| たな卸資産評価変更調整金額 | △54百万円   |
| その他           | △4百万円    |
| 繰延税金負債合計額     | △59百万円   |
| 繰延税金資産の純額     | 1,535百万円 |

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

|             |          |
|-------------|----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 523百万円   |
| 固定資産－繰延税金資産 | 1,011百万円 |

## 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は144百万円減少し、法人税等調整額は144百万円増加しております。

## リースにより使用する固定資産に関する注記

### ファイナンス・リース取引（借主側）

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### (1) リース資産の内容

###### ①有形固定資産

主として、生産設備「機械及び装置」、「工具、器具及び備品」であります。

###### ②無形固定資産

ソフトウェアであります。

##### (2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項に関する注記「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

##### (3) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

|             | 取得価額相当額(百万円) | 減価償却累計額相当額(百万円) | 期末残高相当額(百万円) |
|-------------|--------------|-----------------|--------------|
| 機 械 及 び 装 置 | 19           | 3               | 15           |
| 工具、器具及び備品   | 89           | 63              | 25           |
| ソ フ ト ウ エ ア | 24           | 21              | 3            |
| 合 計         | 133          | 88              | 44           |

##### (4) 未経過リース料期末残高相当額

|       |       |
|-------|-------|
| 1 年 内 | 20百万円 |
| 1 年 超 | 24百万円 |
| 合 計   | 45百万円 |

##### (5) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

|          |       |
|----------|-------|
| 支払リース料   | 34百万円 |
| 減価償却費相当額 | 31百万円 |
| 支払利息相当額  | 0百万円  |

(6) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(7) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 種類         | 会社等の名称又は氏名      | 所在地     | 資本金又は出資金<br>(百万円) | 事業の内容又は職業   | 議決権等の所有<br>(被所有)割合<br>(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容          | 取引金額<br>(百万円)<br>(注1) | 科目   | 期末残高<br>(百万円)<br>(注1) |
|------------|-----------------|---------|-------------------|-------------|---------------------------|-----------|----------------|-----------------------|------|-----------------------|
| 法人主要株主     | 三菱商事株式会社        | 東京都千代田区 | 204,446           | 総合商社        | (被所有) 直接 20.27            | 仕入先販売先    | 支払手数料          | —                     | 未払金  | —                     |
| 法人主要株主     | 田中貴金属工業株式会社     | 東京都千代田区 | 500               | 貴金属製品製造・販売  | (被所有) 直接 19.77            | 仕入先販売先    | 原材料の仕入<br>(注2) | 2,639                 | 買掛金  | —                     |
|            |                 |         |                   |             |                           |           | 製品の販売<br>(注2)  | 143                   | 売掛金  | 4                     |
|            |                 |         |                   |             |                           |           | 雑費<br>(注2)     | 29                    | 未払費用 | 2                     |
| 法人主要株主の子会社 | 三菱商事RtMジャパン株式会社 | 東京都千代田区 | 3,143             | 金属資源トレーディング | —                         | 仕入先販売先    | 原材料の仕入<br>(注2) | 6,198                 | 買掛金  | 1,151                 |
|            |                 |         |                   |             |                           |           | 製品の販売<br>(注2)  | 3,910                 | 売掛金  | 102                   |
|            |                 |         |                   |             |                           |           | 雑費<br>(注2)     | 187                   | 未払費用 | 20                    |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

製品の販売及び原材料の仕入等については、市場価格を参考に決定しております。

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金の運用を原則として元本の償還及び利息の支払いについて確実性の高い金融商品によるものとし、安全性・流動性（換金性、市場性）・収益性を考慮して行っております。

また、資金の調達については、株式市場からの資金調達及び、銀行等金融機関からの借入により行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスク、並びに借入金の金利変動リスクを回避するためにのみ利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

#### (2) 金融商品の内容及びリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引の重要度に応じて、適宜与信管理に関する定め等を設け、取引先ごとに債権の期日管理及び残高管理を行うとともに、重要な取引先の信用状況について逐次把握することとしております。

当社が、投資有価証券として保有している株式は、主に業務上の関係を有する上場企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的にこれらの時価や発行体の財務状況等を把握し、リスク軽減に努めております。

デリバティブ取引に関しては、為替予約取引等は為替相場の変動によるリスクを、金利スワップ取引は市場金利の変動によるリスクを有しておりますが、為替予約取引及び金利スワップ取引は、取引の相手方が信用度の高い国内の金融機関であることから、信用リスクはほとんどないと認識しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

営業債務である買掛金については、その支払期日が1年以内となっております。

借入金のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に長期運転資金及び設備投資資金に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社が月次資金計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません

(注) 2. 参照)。

|                   | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|-------------------|-----------------------|-------------|-------------|
| (1) 現金及び預金        | 1,158                 | 1,158       | —           |
| (2) 受取手形          | 107                   | 107         | —           |
| (3) 売掛金           | 2,821                 | 2,821       | —           |
| (4) 関係会社短期貸付金     | 121                   | 121         | —           |
| (5) 投資有価証券        | 3                     | 3           | —           |
| 資産計               | 4,212                 | 4,212       | —           |
| (1) 買掛金           | 2,215                 | 2,215       | —           |
| (2) 短期借入金         | —                     | —           | —           |
| (3) 1年内返済予定の長期借入金 | 1,284                 | 1,293       | 9           |
| (4) リース債務（流動負債）   | 24                    | 24          | 0           |
| (5) 長期借入金         | 1,645                 | 1,635       | △9          |
| (6) リース債務（固定負債）   | 30                    | 28          | △2          |
| 負債計               | 5,200                 | 5,198       | △2          |
| デリバティブ取引(*)       | —                     | —           | —           |

(\*)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 関係会社短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価については、株式等は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、次のとおりであります。

その他有価証券で時価のあるもの

|                          | 種類        | 貸借対照表<br>計上額<br>(百万円) | 取得原価<br>(百万円) | 差額<br>(百万円) |
|--------------------------|-----------|-----------------------|---------------|-------------|
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えるもの  | (1) 株式    | —                     | —             | —           |
|                          | (2) 債券    |                       |               |             |
|                          | ① 国債・地方債等 | —                     | —             | —           |
|                          | ② 社債      | —                     | —             | —           |
|                          | ③ その他     | —                     | —             | —           |
|                          | (3) その他   | —                     | —             | —           |
|                          | 小計        | —                     | —             | —           |
| 貸借対照表計上額が取得<br>原価を超えないもの | (1) 株式    | 3                     | 4             | △1          |
|                          | (2) 債券    |                       |               |             |
|                          | ① 国債・地方債等 | —                     | —             | —           |
|                          | ② 社債      | —                     | —             | —           |
|                          | ③ その他     | —                     | —             | —           |
|                          | (3) その他   | —                     | —             | —           |
|                          | 小計        | 3                     | 4             | △1          |
| 合計                       |           | 3                     | 4             | △1          |

(注1) 非上場株式(貸借対照表計上額3百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(注2) 当事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(5) 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務（流動負債）、(6) リース債務（固定負債）

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相  
当額は、次のとおりです。

| ヘッジ会計の方法        | デリバティブ取引の<br>種類等      | 主なヘッジ対象 | 契約額等<br>(百万円) | 契約額等の<br>うち1年超<br>(百万円) | 時価<br>(百万円) |
|-----------------|-----------------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 金利スワップの<br>特例処理 | 金利スワップ取引<br>支払固定・受取変動 | 借入金の利息  | 1,502         | 1,092                   | (※)         |

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 貸借対照表計上額（百万円） |
|--------|---------------|
| 非上場株式  | 3             |
| 関係会社株式 | 117           |

これらについては、市場価値がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産（5）投資有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

### 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|               | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|---------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金        | 1,158         | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 受取手形          | 107           | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 売掛金           | 2,821         | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 関係会社短期<br>貸付金 | 121           | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 合計            | 4,208         | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |

### 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

|               | 1年以内<br>(百万円) | 1年超<br>2年以内<br>(百万円) | 2年超<br>3年以内<br>(百万円) | 3年超<br>4年以内<br>(百万円) | 4年超<br>5年以内<br>(百万円) | 5年超<br>(百万円) |
|---------------|---------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------|
| 買掛金           | 2,215         | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 1,284         | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| リース債務（流動負債）   | 24            | —                    | —                    | —                    | —                    | —            |
| 長期借入金         | —             | 800                  | 527                  | 260                  | 57                   | —            |
| リース債務（固定負債）   | —             | 10                   | 7                    | 6                    | 4                    | 1            |
| 合計            | 3,525         | 810                  | 534                  | 266                  | 62                   | 1            |

### 1株当たり情報に関する注記

|               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,083.00円 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 158.28円   |



会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年 8 月 5 日

株式会社フルヤ金属  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

|                    |       |         |   |
|--------------------|-------|---------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 桐 川 聡   | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石 井 雅 也 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フルヤ金属の平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年7月1日から平成27年6月30日までの第47期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年8月11日

株式会社フルヤ金属 監査役会

常勤監査役 大田垣 吉 展 ⑩

社外監査役 福 嶋 弘 榮 ⑩

社外監査役 千 葉 雄 二 ⑩

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第47期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は358,243,900円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年9月29日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条第2項及び第41条第2項の一部を変更するものがあります。

なお、現行定款第30条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（取締役の責任免除）<br/>第30条 （条文省略）</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>                           | <p>（取締役の責任免除）<br/>第30条 （現行どおり）</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p>         |
| <p>（監査役の責任免除）<br/>第41条 （条文省略）</p> <p>2. 当会社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> | <p>（監査役の責任免除）<br/>第41条 （現行どおり）</p> <p>2. 当会社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金300万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |

### 第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )          | 略 歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                            | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | ふる や たか ひと<br>古 屋 堯 民<br>(昭和18年8月23日生) | 昭和47年3月 当社入社<br>昭和51年3月 営業部長<br>昭和62年8月 代表取締役社長就任<br>(現任)                                                                                                                          | 787,532株          |
| 2          | しま ざき かず お<br>島 崎 一 夫<br>(昭和30年8月29日生) | 昭和55年8月 当社入社<br>平成14年7月 つくば工場長兼業務管理室長<br>平成15年10月 執行役員つくば工場長兼<br>業務管理室長<br>平成19年9月 取締役就任<br>平成22年4月 取締役内部監査室長兼業務管理部長<br>就任 (現任)                                                    | 4,000株            |
| 3          | まる こ とも ひろ<br>丸 子 智 弘<br>(昭和41年3月26日生) | 平成3年4月 当社入社<br>平成17年7月 研究開発部長<br>平成19年10月 執行役員製造部長兼<br>研究開発部長就任<br>平成21年4月 執行役員つくば工場長兼<br>業務部長就任<br>平成21年9月 取締役つくば工場長兼工場管理部長<br>兼品質保証部長就任<br>平成27年7月 取締役第一研究開発部長兼第一製造<br>部長就任 (現任) | 10,400株           |
| 4          | かわ また たかし<br>河 又 隆<br>(昭和31年10月20日生)   | 昭和63年5月 当社入社<br>平成16年4月 地金部長<br>平成18年10月 執行役員地金部長就任<br>平成23年9月 取締役地金部長兼業務部長就任<br>平成27年1月 取締役地金部長就任 (現任)                                                                            | 600株              |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略 歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 5          | おお いし かず お 夫<br>大 石 一 夫<br>(昭和30年9月17日生)          | 平成20年3月 当社入社<br>平成20年7月 経理部長<br>平成21年10月 執行役員経理部長就任<br>平成23年7月 執行役員総務部長就任<br>平成23年9月 取締役総務部長就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                             | 1,000株            |
| 6          | さかき た ひろ ゆき<br>榊 田 裕 之<br>(昭和32年4月24日生)<br>(新任)   | 平成21年12月 当社入社<br>平成23年7月 経理部長<br>平成25年10月 執行役員経理部長就任 (現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 一株                |
| 7          | ゆ き た ゆう さく<br>油 木 田 祐 策<br>(昭和38年9月19日生)<br>(新任) | 昭和61年4月 三菱商事株式会社入社<br>平成11年12月 TRILAND METALS LTD<br>Coordinator & Director<br>平成21年3月 三菱商事株式会社鉄鋼原料本部一般<br>炭事業ユニット次長<br>平成25年4月 Mitsubishi Corporation RtM<br>International Pte. Ltd.<br>貴金属担当Senior Vice President<br>平成27年4月 三菱商事RtMジャパン株式会社ベー<br>スメタル・貴金属本部副本部長兼貴<br>金属事業部長 (現任)                                                             | 一株                |
| 8          | ひら の い さ お<br>平 野 伊 三 夫<br>(昭和33年1月1日生)           | 昭和56年3月 田中貴金属工業株式会社入社<br>平成19年6月 田中貴金属販売株式会社取締役就任<br>平成21年6月 田中貴金属インターナショナル株式<br>会社取締役就任<br>平成22年4月 田中貴金属販売株式会社常務取締役、<br>田中貴金属インターナショナル株式<br>会社常務取締役就任<br>平成23年4月 TANAKAホールディングス株式会社<br>技術・マーケティング本部副本部長<br>就任<br>平成23年6月 TANAKAホールディングス株式会社<br>常務取締役就任<br>平成24年9月 当社取締役就任 (現任)<br>平成25年1月 TANAKAホールディングス株式会社<br>常務取締役 技術・マーケティング<br>本部長就任 (現任) | 一株                |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 ) | 略 歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                     | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 9          | ウィルマ・スワーツ<br>(1970年5月23日生)    | 2005年3月 インペリアル カー レンタル社<br>取締役就任<br>2007年12月 ロンミンP L C 入社<br>2009年6月 同社販売市場開拓本部長（現任）<br>2011年9月 当社取締役就任（現任） | 一株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 油木田祐策氏、平野伊三夫氏及びウィルマ・スワーツ氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- 社外取締役候補者の選任理由について
- ① 油木田祐策氏につきましては、三菱商事RtMジャパン株式会社ベースメタル・貴金属本部副本部長兼貴金属事業部長として国際的なビジネス活動についての知識・経験・ネットワークを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 平野伊三夫氏につきましては、TANAKAホールディングス株式会社取締役常務執行役員であり、当社の経営事項の決定及び業務執行に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。平野伊三夫氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は3年となります。
- ③ ウィルマ・スワーツ氏につきましては、ロンミンP L C販売市場開拓本部長として国際的なビジネス活動についての知識・経験・ネットワークを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。ウィルマ・スワーツ氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は4年となります。
4. 当社は平野伊三夫氏及びウィルマ・スワーツ氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する（損害賠償責任の限度額は、金5百万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする）内容の責任限定契約を締結しており、平野伊三夫氏及びウィルマ・スワーツ氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また油木田祐策氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。



#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 名<br>( 生 年 月 日 )               | 略 歴 、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                   | 所有する当社<br>の 株 式 数 |
|------------|---------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | おお た がき よし のぶ<br>大 田 垣 吉 展<br>(昭和22年7月14日生) | 平成18年11月 当社入社 営業本部第二部長<br>平成21年9月 当社常勤監査役（現任）                                                                                                                  | 1,200株            |
| 2          | ふく しま ひろ え<br>福 嶋 弘 榮<br>(昭和22年9月18日生)      | 昭和52年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）<br>平成17年9月 当社監査役（現任）                                                                                                                   | 一株                |
| 3          | あお き たかし<br>青 木 隆<br>(昭和25年5月29日生)<br>(新任)  | 昭和49年4月 ソニー株式会社入社<br>平成2年5月 ソニー生命保険会社入社<br>平成10年6月 ソニー・インシュランス・プラン<br>ニング株式会社（現 ソニー損害保険株<br>式会社）入社<br>平成11年9月 ソニー損害保険株式会社 執行役員<br>就任<br>平成23年6月 ソニー損害保険株式会社 退職 | 一株                |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福嶋弘榮氏及び青木隆氏は、社外監査役候補者であります。  
福嶋弘榮氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。  
青木隆氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
3. 福嶋弘榮氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制に活かし、コーポレートガバナンス機能の強化を図るべく、社外監査役として選任をお願いするものです。  
なお、同氏の社外監査役の在任期間は10年となります。
4. 青木隆氏は、同氏の大手企業、金融機関等で培われた海外での事業推進、企業経営に関する豊富な経験・実績と高い見識を当社の監査体制に活かし、コーポレートガバナンス機能の強化を図るべく、社外監査役として選任をお願いするものです。
5. 当社は福嶋弘榮氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する（損害賠償責任の限度額は、金3百万円以上で、あらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする）内容の責

任限定契約を締結しており、再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また青木隆氏が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。さらに、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件といたしまして、大田垣吉展氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

#### **第5号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの内容改定の件**

当社は、平成22年9月29日開催の第42期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役に対して報酬として付与する株式報酬型ストックオプションの総数について、年間、当社普通株式4,000株を上限とすることをご承認をいただいております。

当社におきましては、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主の皆様と共有するため、取締役の退職慰労金制度を廃止し、社外取締役を除く取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプションを付与しております。

この度、取締役の全報酬に占める株式報酬型ストックオプションの比率を高め、取締役の報酬と当社の業績及び株価の連動性をよりいっそう強めることにより、取締役の企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的として、社外取締役を除く取締役に対して報酬として付与する株式報酬型ストックオプションの総数について、年間、当社普通株式8,000株を上限とすると改めることにつきご承認をお願いするものです。

なお、取締役の報酬額につきましては、平成19年9月27日開催の第39期定時株主総会において、年額20,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、当該報酬額の範囲内で、当社取締役（社外取締役を除く。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストックオプションの具体的な付与数は、上記報酬額の範囲内で、取締役の職務執行状況等を勘案して取締役会の決議にて定めます。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案が原案通り承認可決された後は、取締役は9名（うち社外取締役3名）となります。

当社取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の内容は以下のとおりといたしたいと存じます。

#### **(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数**

当社普通株式8,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。但し、以下に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本議案の決議の日後、当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(2) 新株予約権の総数

80個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の個数の上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

各新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会が定めるものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の行使の条件

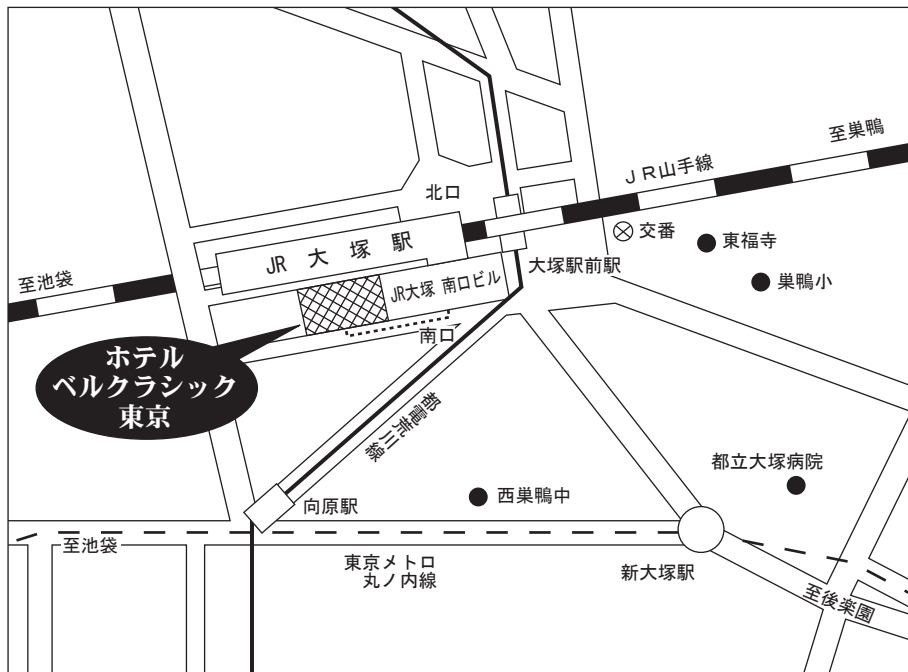
新株予約権の割当てを受けた者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとし、その他の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

(8) その他の新株予約権の内容

上記（1）から（7）までの事項の細目及びその他の事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会が定めるものとする。

以上

## 株主総会会場ご案内



会 場 東京都豊島区南大塚三丁目33番6号  
ホテルベルクラシック東京 6階 コンチェルト  
電話 03-5950-1200 (代表)

|     |           |         |      |         |
|-----|-----------|---------|------|---------|
| 最寄駅 | J R山手線    | 大塚駅     | 南口より | 徒歩約 2 分 |
|     | 都電荒川線     | 大塚駅前駅より |      | 徒歩約 2 分 |
|     | 東京メトロ丸ノ内線 | 新大塚駅より  |      | 徒歩約 7 分 |